

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第92号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年10月24日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「阿南市横見町の産パイ（長岡後）農地転用及び残土の移動許可書から関する書類全部」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月6日、実施機関は、「請求に係る公文書を保有していないため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和元年9月5日（同月6日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あるべき書類であり、書類を出せ。

2 審査請求の理由

横見地区の産パイに関しては、社会問題として、新聞等の記事にケイ載されている。あるべき書類と特定している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりで

ある。

- (1) 平成30年10月24日付けで審査請求人から出された「阿南市横見町の産パイ（長岡後）農地転用及び残土の移動許可書から関する書類全部」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「南部総合県民局保健福祉環境部（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が保有する、阿南市横見町長岡後における産業廃棄物、農地転用及び残土の移動許可書に関して指導した内容の記録又は報告等を行うために作成した書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) まず、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定されている。
- (3) 確かに、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の適正処理に係る指導業務は、保健福祉環境部（阿南）が行うものとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく産業廃棄物の適正処理に係る指導権限は、保健福祉環境部（阿南）が有しているところである。
- (4) しかし、保健福祉環境部（阿南）は、阿南市横見町長岡後における、法の対象となる廃棄物に関して指導した内容の記録又は報告等を行うための書類を作成し、又は取得しておらず、阿南市横見町長岡後の産業廃棄物又はそれに関連した農地転用に関して、“社会問題として新聞等の記事に掲載されている”といった法の規定に抵触していることが確認できる事実を認識していない状況である。
- (5) さらに、そもそも「廃棄物」とは、法第2条第1項で「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性及びこれによって汚染された物を除く。）」とされている。そして、旧厚生省通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について（昭和46年10月16日環整第43号）」で、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは、法の対象となる廃棄物でない」とされ、本県における土砂等に係る法の施行は、当該通知に沿って運用・解釈してきたところである。
- (6) 今般公開請求のあった公文書の内容が「産業廃棄物」、「農地転用」及び「残土」という事柄であるところ、審査請求人は、相互かつ密接に関連しあっているものとして推測を立ててそれらを組み合わせ、それらが全体につき一体を成すものと考え情報を保健福祉環境部（阿南）が保有し、その保有する公文書を公開していないと思料しているものと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、保健福祉環境部（阿南）はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (7) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年8月29日 第2部会（第14回）	審議
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 当該公文書について

審査請求人は、阿南市横見町の産パイ（長岡後）農地転用及び残土の移動許可書に関する書類について、あるべき書類がない旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 当該公文書の保有の有無について

実施機関は法の対象となる廃棄物に関して指導した内容の記録又は報告等を行うための書類を作成し、又は取得しておらず、阿南市横見町長岡後の産業廃棄物又はそれに関連した農地転用に関して、社会問題として新聞等の記事に掲載されているといった法の規定に抵触していることが確認できる事実を認識していない状況であるとのことである。

当審査会で確認したところ、審査請求人が主張する新聞記事を確認できず、その他主張を裏付ける資料も確認できなかった。

以上により、当該公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
-----	-------	-----

綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	